

宇都宮市休日の部活動の地域展開方針



方針の概要

【方針策定の目的】

本市は、少子化が進む中で、「子どもたちが文化・スポーツに生涯にわたり親しむきっかけとなるよう、『楽しさ』や『喜び』を感じることができる豊かで幅広い活動機会を、学校を含めた地域全体で確保する」ために、各校が休日の部活動について地域展開を着実に推進し、地域クラブ活動への転換を図れるよう方針を策定する。

【方針の位置付け】

- ・ 本基本方針は、スポーツ庁・文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議による「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ及び栃木県教育委員会による「とちぎ部活動移行プラン」を参酌した方針とする。
- ・ 「宇都宮市学校健康教育推進計画」や「第2次宇都宮市スポーツ推進計画」・「第2次宇都宮市文化振興基本計画」などの関連計画との連携を図る。

【方針の対象】

宇都宮市立中学校の休日の部活動

【方針期間】

2025（令和7）年度から2027（令和9）年度までの3年間

現状と課題

【国】

○「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月)

- ・ 地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられる。
- 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（令和7年5月）
- ・ 休日については、次期改革期間（令和8年度～令和13年度）において、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。
- ・ 学校内の人的・物的資源によって運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていくという意味を込めて、「地域移行」という名称を「地域展開」に変更する。

【県】

○「とちぎ部活動移行プラン」(令和5年3月)

- ・ 令和7(2025)年度までに、全ての公立中学校の休日の部活動を1つ以上、地域クラブ活動にすることを目指す。

【本市】

《生徒数・部活動加入率の推移》

- ・ 生徒数は、令和5年度の12,924名から令和20年度には8,488人になることが予想される。
- ・ 部活動加入率は10年間で5.8%減少し、特に、運動部の加入率が6.2%減少している。

《生徒・保護者・教職員の意識の現状》

- ・ 部活動に生徒は「友達と楽しく活動するため」保護者は「社会性や協調性の育成」を求めているが、教職員は「帰宅時間が遅くなる」など負担に感じている。

《指導者の確保に係る現状》

- ・ 部活動において指導者が不足しており、県の人材バンクにおいても、宇都宮市で指導できる指導者の登録数が少ない。

《学校・地域の現状（学校ヒアリングから）》

- ・ 市内に342の部活動があり、学校・種目・地域により実情が大きく異なる。
- ・ 学校は「総合型地域スポーツクラブ」などを運営主体として想定しているが、受皿が不足している。

【地域展開に当たっての課題】

《運営主体の整備・確保》

- 地域クラブの受皿の不足
- 学校や地域の状況に応じた受皿作りが必要

《指導者の確保》

- 地域クラブの指導者の不足
- 競技・種目により指導者確保が困難
- 指導に係る報酬
- 地域展開後の教職員の関わり方

《活動場所の確保》

- 学校施設を部活動と同様に使用できるよう調整が必要
- 活動場所の施設開錠管理の仕組みの構築

《移動手段の確保》

- 活動場所までの移動（自転車・公共交通機関・地域内交通・保護者送迎等）

《経済的支援が必要な生徒に対する支援や保護者負担》

- 活動費に係る保護者負担の増
- 生活保護受給世帯とそれに準ずる程度に困窮している世帯への支援や費用の補助の検討

《資金の確保》

- 運営主体の整備・確保のため、運営事務に係る人件費や什器費用等の資金が必要
- 指導者確保のため、指導者謝金の資金が必要

基本的な考え方

（1）本市の目指す方向性

子どもたちが文化・スポーツに生涯にわたり親しむきっかけとなるよう、「楽しさ」や「喜び」を感じることができる豊かで幅広い活動機会を、学校を含めた地域全体で確保することを目指す。

（2）目標年次

県のプランを踏まえ、休日の部活動については、令和7年度末までに、全ての公立中学校において1つ以上、地域クラブ活動にすることを目指す。
令和7年度から令和9年度までの3年間を「実践検証期間」とし、実践・検証を行いながら、必要に応じて見直しを図り、令和10年度以降、本格実施する。

（3）休日の部活動の地域展開の進め方

地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で子どもたちの望ましい成長を支えるものであり、そのため、学校と地域クラブが連携して取り組む。
本市は、学校や地域の実情などを踏まえ、少子化に対応した仕組みとなるよう、単独校又は複数校での運営主体の設立・運営方式を宇都宮市の独自モデルとして確立するため、「地域クラブ活動育成事業」を新たに実践・検証する。
「実践検証期間」中に、運営主体の設立が完了または地域クラブへの展開見通しの立った部活動については、先行的に移行する。

地域クラブ活動育成事業

（1）運営主体の類型と主体への運営費・指導者への支援

- ア 運営主体の類型
- （ア）PTA等関連組織で受皿組織を作る
 - （イ）複数校で受皿組織を作る
 - （ウ）総合型地域スポーツクラブへ移行
 - （エ）種目別に地域クラブへ移行

イ 運営主体の整備・確保、指導者確保に向けた支援の考え方

342の部活動ごとに運営主体候補者や部員数など現状が大きく異なることから、学校や地域の実情・種目ごとの特性に応じた形態の具体化に向け、市は、各運営主体が自立し、持続可能な運営ができるように、活動形態に応じた支援を行う。

（2）支援事業の概要

- ア 支援の対象となる地域クラブの認定
- 主に休日の部活動を引き継ぎ、学校教育との連携で教育的役割を担うもの。
- イ 「地域クラブ運営費」の補助（モデル事業対象）
- 総合型地域スポーツクラブ等の既存地域団体、新規に設立される地域団体に、設立やクラブの管理運営事務にかかる人件費、什器費用等を補助する。
- ウ 「地域クラブ活動指導者謝金」の補助（全地域クラブ対象）
- 休日活動の受け皿となる地域クラブの指導者は、生徒のけがや災害時の対応、活動時の安全確認等を考慮すると複数で当たることが望ましいため、指導者への謝金（実費弁償相当）は1単位クラブ当たり2名分を上限として補助する。

指導者確保に向けた取組

関係団体等の協力を得ながら、参画意欲をもった人材を活用した「登録」「研修」「マッチング」の機能を持つ、将来的に地域クラブ活動指導者を確保するための仕組みづくりを行う。

各主体の役割分担

（1）市の役割

- ・ 市の方針の決定
- ・ 地域クラブの育成・支援
- ・ 学校の支援
- ・ 関係団体への周知・啓発
- ・ 市域全体における周知・啓発
- ・ 全体の推進・検証・改善
- ・ 人材確保の仕組みづくり 等

（2）地域クラブの役割

- ・ クラブ員の管理・指導
- ・ 指導者人材確保・管理
- ・ 施設借用・備品管理
- ・ 保護者と学校との連絡・情報共有 等

（3）学校の役割

- ・ 自校の方針の検討
- ・ 方針を踏まえた地域連携・移行の推進
- ・ 各地域学園域における周知 等

（4）保護者の役割

- ・ 平日における部活動の保護者会の管理・運営及び部活動の活動補助
- ・ 休日の地域クラブの保護者会の管理・運営及び地域クラブの活動補助 等

推進体制

（1）部活動地域移行推進コーディネーターの配置

学校と関係団体との連絡・調整や、教職員・保護者・関係団体の理解促進に努める。

（2）宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会の設置

学校・地域の実情に応じた部活動の地域連携・移行の円滑な推進を図るため、「宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会」を設置し、部活動地域連携・移行の進捗状況や整理すべき事項について協議する。